

新潟県アーチェリー協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞の遵守状況について

項目 通し番号	原則	自己説明項目	対応 状況	自己説明（現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等）
1	[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営 及び事業運営を行うべきであ る。	(1) 法人格を有する団体は、団体 に適用される法令を遵守してい るか。	-	法人格は有していない。 今後、法人格取得の必要可否について検討していく。
2	[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営 及び事業運営を行うべきであ る。	(2) 法人格を有しない団体は、団 体としての実体を備え、団体の 規約等を遵守しているか。	A	競技団体として適切な運営を行うため、規約およびそれを補完するための内規を制定。 規約に基づいた協会運営を実施。
3	[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営 及び事業運営を行うべきであ る。	(3) 事業運営に当たって適用され る法令等を遵守しているか。	A	法令や当協会の規約、その他規則、中央競技団体の取り決めを遵守し適切な協会運営を実施。
4	[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営 及び事業運営を行うべきであ る。	(4) 適切な団体運営及び事業運営 を確保するための役員等の体制 を整備しているか。	A	役員体制を3つの部局に分け、パワーバランスを分散している。 また、各支部の責任者を副理事長や常任理事として配置し、各支部からの意見の吸い上げ等風通しの良い組織としている。
5	[原則2] 組織運営に関する目指すべき基 本方針を策定し公表すべきであ る。	(1) 組織運営に関する目指すべき 基本方針を策定し公表している か。	B	各部局においては方針が定まっているが、当協会全体としての基本方針は定まっておらず今後公表する必要がある。

項目 通し番号	原則	自己説明項目	対応 状況	自己説明（現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等）
6	[原則3] 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(1) 役職員に対し コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B	理事以上の役員に関してはすでにコンプライアンス意識のある者がその職責を担っているが、教育の実施や研修への参加という点に関しては、一部の者のみとなっている。 オンライン研修等の機会を設け、より一層の教育・研修体制を整備していく。
7	[原則3] 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B	中央競技団体やJSPO、県スポ協からの案内を各支部へ伝えるという形になっている。 役職者については積極的なアプローチを行う必要がある。
8	[原則4] 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A	財務・経理処理に関しては事務局が担当し、常任理事会での承認・理事会での承認を受けた上で会計監査を実施。会計監査後に総会での承認を受ける形となっており、適切なプロセスを踏んだ会計処理となっている。
9	[原則4] 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A	各種補助金等については定められているルールに基づいて事業を実施している。
10	[原則4] 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A	適切な会計監査や各会議体での承認を得るプロセスを踏むことで公正性を保った会計処理を実施

項目 通し番号	原則	自己説明項目	対応 状況	自己説明（現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等）
11	[原則5] 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	B	法人格を有していないため、コンプライアンス上の情報開示は特段必要ないと考えられるが、組織運営の透明性を確保するため今後検討していく。
12	[原則5] 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	B	ホームページの更新不備により、情報開示は会員間という狭い範囲だが各支部責任者等と通じて適切に情報伝達されている。新しいホームページを制作することも検討中。
13	[原則6] 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合ガバナンスコード<中央競技団体向け>の個別の規定についてもその遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<中央競技団体向け>の規定があるか。 (ある場合は下記に記述) 原則■について	-	
14	[原則6] 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合ガバナンスコード<中央競技団体向け>の個別の規定についてもその遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<中央競技団体向け>の規定があるか。 (ある場合は下記に記述) 原則■について	-	

○公表の際は、このExcelファイルをPDF等に変換し、自身のウェブサイト等で公表してください

*「対応状況」欄には、下記 A B C のいずれかを記載ください。

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない